

平成30年3月五島市議会定例会追加議案表

(平成30年3月6日提出)

番 号	事 件 名	ページ
報告第2号	専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）	1

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された和解及び損害賠償の額の決定について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年3月6日提出

五島市長 野口市太郎

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について次のとおり専決処分する。

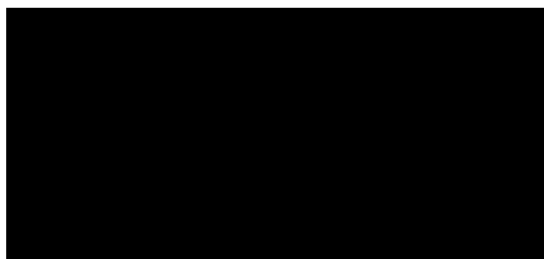
平成30年3月2日

五島市長 野 口 市太郎



和解及び損害賠償の額の決定について

公用車が軽乗用自動車に接触した交通事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

- 1 和解及び損害
賠償の相手方



- 2 和解の趣旨

平成30年1月25日、市の軽貨物自動車（長崎480さ2922）を運転していた市の職員が、市道末広・開田線と市道福江165号線との交差点に十分な左右確認をせず進入したことにより、相手方の軽乗用自動車   に接触し、同車両の左フロントバンパーを損傷した交通事故について、市は、当該事故の責任割合を8割と認め、当該事故により生じた損害の一部を賠償する。

- 3 損害賠償の額 軽乗用自動車修理費 280,640円